

---

## Oracle Hardware Warranty（オラクル・ハードウェア保証） – 変更履歴 –

発効日：2021年12月1日

Oracle Hardware Warranty の、2021年12月1日付で更新された内容は、以下となります；

### ◆ 概要

- 第1パラグラフの第3センテンスにて、「付属の」を削除。

### ◆ Oracle Hardware Limited Warranty

- 第3パラグラフにて、新たな第1センテンスとして次の文言を挿入—「オラクルは、LTO9以降の Storage Tek LTO Ultrium テープ・メディアについて、それらがお客様に引き渡された日から1年間、材質及び製造上の重大な欠陥がないことを保証します。」。
- 第3パラグラフの新たな第2センテンスにて、「LTO5以降」を「LTO5、LTO6、LTO7、LTO8」に差し替え。

### ◆ 保証サービス提供に使用されるツール

- 次の最後のパラグラフ全体を削除。

#### 「Auto Service Request

Auto Service Request（以下「ASR」といいます）は、特定のハードウェア障害が発生した際に、障害に関する遠隔測定情報をオラクルに送信することにより、ASR 対応のオラクル・ハードウェアがサービス・リクエストを自動的に新規作成できるようにするものです。ASR 対応のハードウェアにおいて ASR が稼働している場合、ASR がお客様の代わりにサービス・リクエストを作成します。なお、ASR により検出される当該特定のハードウェア障害は、製品の種類、製品のバージョン、オペレーティング・システムにより異なります。また、必ずしも全てのハードウェア障害が検出されるわけでも、オラクルに送信されるわけでもありません。ASR が検出する障害の範囲は、オラクルにより随時予告なしに変更される可能性があります。」

---

Oracle Hardware Warranty の、2020年5月28日付で更新された内容は、以下となります；

### ◆ 概要

- 新たな第7パラグラフとして、次の文言を挿入。

「また、刻々と変化する COVID-19 の不確実性のため、オンサイトでのテクニカル・サポート・サービスを実施するオラクルのすべてのリソースが、適用される法律及び規則（健康、安全及び移動に関するもの（サービス提供場所におけるものであるか及び／又はリソースの配置場所におけるものであるかを問いません）を含みます）を考慮に入れた上で、当該サービスを実施することが許され、また実施が可能であることが必要です。Covid-19 の状況に関連又は起因する環境により、オンサイト・サービスの提供に悪影響が生じる場合、お客様は、誠意をもってオラクルと協力して、当該影響を精査したうえで、必要な場合には、リソース計画、作業計画、サービス仕様、日程等（場合により、リモートでのサービス提供を可能にするためのインフラストラクチャ（VPN な

ど) の導入を含みます) を変更することに同意します。疑義を避けるために付言しますと、この定めは、適用される契約の不可抗力条項に基づく当事者の権利義務に影響を与えるものではありません。】。

◆ **Oracle Hardware Warranty への移行**

- 新たなサブセクションとして、次の文言を挿入。

**「Talari Networks**

2019年11月1日以前に発注された Talari ハードウェアのご注文は、その発注時にご利用可能な Talari 向け保証の提供を受けます。当該保証に関する詳細は、[“Talari Hardware Product Warranty Prior to November 1, 2019”](#)

(PDF) をご参照ください。なお、第三者が保証するハードウェアを除き、2019年11月1日以降に発注されたご注文は全て、当該 Oracle Hardware Warranty の提供を受けます。】。

- 次の会社、Micros Systems 及び Front Porch Digital が Oracle Hardware Warranty に移行したため、当該会社についての移行の保証に関する情報を削除。参考として、前述の会社についての移行の保証に関する情報は以下のとおり。

会社	保証の移行の詳細
<b>Micros Systems</b>	<p>2015年4月1日以前に北米で発注された MICROS Systems ハードウェアのご注文は、その発注時にご利用可能な MICROS Systems 向け保証の提供を受けます。当該保証に関する詳細は、付属の<a href="#">“North America Standard MICROS Product Warranty Prior to April 1, 2015”</a> (PDF) をご参照ください。なお、第三者が保証するハードウェアを除き、2015年4月1日以降に発注されたご注文は全て、当該 Oracle Hardware Warranty の提供を受けます。</p> <p>2015年8月3日以前に EMEA (以下に定義します) で発注された MICROS Systems ハードウェアのご注文は、その発注時にご利用可能な MICROS Systems 向け保証の提供を受けます。当該保証に関する詳細は、付属の<a href="#">“EMEA Standard MICROS Product Warranty Prior to August 3, 2015”</a> (PDF) をご参照ください。なお、第三者が保証するハードウェアを除き、2015年8月3日以降に発注されたご注文は全て、当該 Oracle Hardware Warranty の提供を受けます。EMEA には次の国々が含まれます：オーストリア、ベルギー、デンマーク、フィンランド、フランス、ドイツ、ハンガリー、アイルランド、イスラエル、イタリア、オランダ、ノルウェー、ポーランド、ポルトガル、スペイン、スウェーデン、スイス、及び英国。</p> <p>2015年12月1日以前に JAPAC (以下に定義します) で発注された MICROS Systems ハードウェアのご注文は、その発注時にご利用可能な MICROS Systems 向け保証の提供を受けます。当該保証に関する詳細は、付属の<a href="#">“JAPAC Standard MICROS Product Warranty Prior to December 1, 2015”</a> (PDF) をご参照ください。なお、第三者が保証するハードウェアを除き、2015年12月1日以降に発注されたご注文は全て、当該 Oracle Hardware Warranty の提供を受けます。JAPAC には次の国々が含まれます：オーストラリア、カンボジア、グアム、香港、インド、日本、韓国、ラオス、マカオ、マレーシア、モルディブ、ミャンマー、ニュージーランド、フィリピン、シンガポール、スリランカ、台湾、タイ、及びベトナム。</p> <p>2016年7月11日以前に LAD (以下に定義します) で発注された MICROS Systems ハードウェアのご注文は、その発注時にご利用可能な MICROS Systems 向け保証の提供を受けます。当該保証に</p>

	<p>関する詳細は、付属の“<a href="#">Latin America Standard MICROS Product Warranty Prior to July 11, 2016</a>” (PDF) をご参照ください。なお、第三者が保証するハードウェアを除き、2016 年 7 月 11 日以降に発注されたご注文は全て、当該 Oracle Hardware Warranty の提供を受けます。LAD には次の国々が含まれます：アルゼンチン、ブラジル、チリ、コロンビア、メキシコ、パナマ、ペルー、プエルトリコ及びウルグアイ。</p>
<b>Front Porch Digital</b>	<p>2015 年 7 月 1 日以前に発注された Front Porch Digital ハードウェアのご注文は、その発注時にご利用可能な Front Porch Digital 向け保証の提供を受けます。当該保証に関する詳細は、付属の“<a href="#">Front Porch Digital Products Warranty Prior to July 1, 2015</a>” (PDF) をご参照ください。なお、第三者が保証するハードウェアを除き、2015 年 7 月 1 日以降に発注されたご注文は全て、当該 Oracle Hardware Warranty の提供を受けます。</p>

Oracle Hardware Warranty の、2019 年 9 月 24 日付で更新された内容は、以下となります；

#### ◆ 目次

- 7 番目の項目にて、「Security」を「Data Protection」に置き換え。

#### ◆ 概要

- 新たな第 6 パラグラフとして、次の文言を挿入—「お客様の契約に、オンサイト保証サービスについての定めがある場合、お客様には、お客様の敷地で保証サービスを実施するオラクルのすべてのリソースに対して、安全かつ健康的な作業場（例えば、死亡若しくは深刻な身体的危害を生じさせる若しくはその恐れがある既知の危険がない作業場、テクニカル・サポート・サービスを実施するリソースに受け入れられる適切な換気、法律上許容される酸素濃度、騒音レベルを維持した作業場、人間工学的に正しい仕事場など）を提供していただく必要があります。」。

#### ◆ Global Customer Support Data Protection Practices

- タイトルにて、「Security」を「Data Protection」に置き換え。
- 第 1 パラグラフの最初の 2 つのセンテンス、「オラクルは、オラクルの保証サービスのセキュリティについて真剣に取り組んでいます。保証サービスをご提供するにあたり、オラクルは、<https://www.oracle.com/jp/support/policies.html> で閲覧可能な Global Customer Support Security Practices を遵守します。」を「オラクルによる保証サービスの提供の一環として、お客様がオラクルに個人情報を提供される場合、オラクルは以下に従います。  
  - ・<https://www.oracle.com/legal/privacy/services-privacy-policy.html> で閲覧可能なオラクルの Services Privacy Policy
  - ・<https://www.oracle.com/corporate/contracts/cloud-services/contracts.html#data-processing> で閲覧可能なオラクル・サービスのオラクル・データ処理契約の適用されるバージョン」に置き換え。
- 第 2 パラグラフにて、新たな第 1 センテンスとして、次の文言を挿入—「保証サービスをご提供するにあたり、オラクルは、オラクル

の Global Customer Support Security Practices に記載の適用される管理的、物理的、技術的及びその他の保護措置も遵守します。」

- 第 2 パラグラフにて、新たな第 4 センテンス、「お客様には、この Global Customer Support Security Practices を随時閲覧することをお勧めします。」を挿入。
- 第 2 パラグラフの最後のセンテンスにて、「付属の」を削除。
- 新たな第3パラグラフとして、次の文言を挿入—「なお保証サービスは、特定の種類の機微なデータを保存したり、処理したりするのに必要となりうる特別なセキュリティ又はプライバシー制御に対処するようには設計されていません。[Global Customer Support Security Practices](#) に明記されるものよりも嚴重な又はそれと異なるセキュリティ及びプライバシー制御を必要とする、Protected Health Information（保護対象の医療情報）、ペイメント・カード・データなどの機微なデータをご登録なされないようご注意ください。お客様のご登録内容から機微なデータを削除する方法については、My Oracle Support の [Doc ID 1227943.1](#) でご覧になれます。」。
- 新たな第4パラグラフとして、次の文言を挿入—「以上の制限事項に関わらず、お客様が、テクニカル・サポート・サービスを受ける一環として、該当欧州データ保護法（オラクル・サービスのデータ処理契約で定義されています）の適用対象である個人情報又は United States Health Insurance Portability and Accountability Act（以下「HIPAA」といいます）（米国における医療保険の相互運用性と説明責任に関する法令）の適用対象である Protected Health Information（以下「PHI」といいます）（保護対象の医療情報）をオラクルに提出することを希望される場合、お客様には、以下を行っていただくなければなりません。
  - PHIの場合、（該当する場合）お客様のテクニカル・サポート・サービスを具体的に参照し網羅する HIPAA 事業提携者契約（Business Associate Agreement：BAA）をオラクルと締結する
  - 該当欧州データ保護法の適用対象である個人情報や PHI を、My Oracle Support カスタム・ポータル上において、サービス・リクエストの添付ファイルでのみ提出する
  - 当該サービス・リクエストの本文には、（オラクルがそのサービス・リクエストに対応するうえで必要となる連絡先情報以外）該当欧州データ保護法の適用対象である個人情報又は PHI を含まないようにする
  - My Oracle Support 内で入力を促されたら、当該サービス・リクエストの添付ファイルに該当欧州データ保護法の適用対象である個人情報（My Oracle Supportで「EEA Personal Data」として指定されている場合もあります）又は PHI が含まれている可能性があることを明示する」。

#### ◆ 第三者が保証するハードウェア及びその他の第三者製品

- 第 1 センテンスにて、「以下に列挙され詳述されている」を「お客様のご注文に含まれている以下の」に置き換え。
- 箇条書きのセクションを次のとおり置き換え。

置き換え前：

- <http://cpc.ext.hp.com/portal/site/cpc/selectPublic?ac.admitted=1332345161469.2043657423.175170253>
- <http://www.dell.com/learn/us/en/uscorp1/terms-of-sale-commercial-and-public-sector-warranties?c=us&l=en&s=corp&cs=uscorp1>
- [http://www.secure-retail.com/news/estate\\_manager\\_ii](http://www.secure-retail.com/news/estate_manager_ii)
- <https://www.epson.it/products/consumables/coverplus/fis-ins-with-1y-osse-monfri>

置き換え後 :

- **HPEサーバー、HPiデスクトップ :**

<https://support.hp.com/us-en/checkwarranty>

- **Secure Retail Payment Devices :**

<https://www.secure-retail.com/support>

- **イタリア向けEpson Fiscal Printers :**

[https://assets.epson-europe.com/uk/coverplus/pdf/2014/EN\\_CoverPlus2014.pdf](https://assets.epson-europe.com/uk/coverplus/pdf/2014/EN_CoverPlus2014.pdf)

---

Oracle Hardware Warranty の、2018 年 7 月 13 日付で更新された内容は、以下となります ;

◆ **保証サービス提供に使用されるツール**

- 第 1 パラグラフの第 2 センテンスにある「My Oracle Support Terms of Use」を「Oracle Support Portal Terms of Use」に変更し、そこに hyperlink を設定。

Oracle Hardware Warranty の、2017 年 9 月 8 日付で更新された内容は、以下となります；

◆ **Oracle Hardware Limited Warranty**

- 第 1 パラグラフの最後のセンテンスにある「後述で付与される意味を有するものとします」⇒「以下に定義します」に差し替え。
- 第 3 パラグラフの第 1 センテンスにある「LTO6 及び LTO7」⇒「以降の」に差し替え。
- 第 3 パラグラフの第 1 センテンスに「T10000 T2 テープ・メディア」の後に「（T10000 T2 用クリーニング・カートリッジを含みます）」を挿入。
- 第 3 パラグラフの第 2 センテンスにある「9840/9940 テープ・メディア」の後に「（各用のクリーニング・カートリッジを含みます）」を挿入。

◆ **保証サービス**

- 本セクション中にあるリファレンス名「“Oracle Retail and Hospitality Delivery Method Chart”」を全て、「“Delivery Method Chart: Oracle Retail and Hospitality Hardware Replacement Parts”」に変更。
- 第 2 パラグラフの第 1 センテンスにある「オンサイト」⇒「“Field Replaceable（フィールド交換可能な）”」に差し替え。
- 第 3 パラグラフの第 1 センテンスにある「“オラクルに返却が必要なもの（Return to Oracle）”」⇒「“Customer Replaceable Units（お客様による交換が可能なユニット）”もしくは“Customer Installable Integrated Software Updates（お客様によるインストールが可能な組込ソフトウェア・アップデート）”」に差し替え。

◆ **保証サービス提供に使用されるツール**

- 第 1 パラグラフの第 2 センテンスにある、“My Oracle Terms of Use”に hyperlink を追加。
- 第 4 パラグラフの第 1 センテンスにある、“Global Customer Support Security Practices”に hyperlink を追加。

◆ **Oracle Hardware Limited Warranty が適用されない範囲**

- 第 3 パラグラフにて、新たな (vii) として以下の文言を挿入— 「(vii) 第三者メーカー（製造元）又は第三者ベンダー（供給元）によるサポートが終了した場合、あるいは、オラクルの誠実な判断において、そのような第三者ハードウェア、オペレーティング・システム、組込ソフトウェア、ソフトウェア・メディア又はテープ・メディア、又はそれに含まれるいずれの第三者のコンポーネントもしくは部品もサポートすることが、もはや実行不可能である場合、」。
- この挿入に伴い、それ以降の（）内番号の付け替え。

---

Oracle Hardware Warranty の、2016 年 12 月 22 日付で更新された内容は、以下となります；

◆ **Oracle Hardware Limited Warranty**

- 第 1 パラグラフにて、“ (ii) ”の末尾に「及びその組込ソフトウェアのオプション」を挿入。
- 第 2 パラグラフにて、第 2 センテンスの「組込ソフトウェアのメディア」の後ろに「及びその組込ソフトウェアのオプションのメディア」を挿入。

◆ **第三者が保証するハードウェア及びその他の第三者製品**

- 1 番目のプレートにあるリンク先を「<http://h17007.www1.hp.com/us/en/enterprise/servers/warranty>」から「<http://cpc.ext.hp.com/portal/site/cpc/selectPublic?ac.admitted=1332345161469.2043657423.175170253>」に変更。

---

Oracle Hardware Warranty の、2016 年 8 月 22 日付で更新された内容は、以下となります；

◆ **Oracle Hardware Warranty への移行— MICROS Systems**

- 第 4 パラグラフにある全てのリファレンスを、「2016 年 3 月 1 日」→「2016 年 7 月 11 日」に差し替え。
- 第 4 パラグラフの第 3 センテンスにて、「当該 Oracle Hardware Warranty」の後ろにある「に基づき Return to Depot（デポに返送）する権利」を削除。

◆ **第三者が保証するハードウェア及びその他の第三者製品**

- 4 番目のプレートとして、次の URL を新たに追加—「<https://www.epson.it/products/consumables/coverplus/fis-ins-with-1y-osse-monfri>」。

---

Oracle Hardware Warranty の、2016 年 6 月 10 日付で更新された内容は、以下となります；

◆ **Oracle Hardware Warranty への移行— MICROS Systems**

- 第 4 パラグラフの第 3 センテンスを次のように置き換え—「第三者が保証するハードウェアを除き、2016 年 3 月 1 日以降の全ての注文には、当該 Oracle Hardware Warranty が提供されます。」→「第三者が保証するハードウェアを除き、2016 年 3 月 1 日以降の全ての注文には、当該 Oracle Hardware Warranty に基づき Return to Depot（デポに返送）する権利が提供されます。」

◆ **Oracle Hardware Limited Warranty**

- 第 3 パラグラフにて、冒頭のセンテンスにある「LTO6」の後ろに「LTO7」を追加。

◆ **保証サービス**

- 第 3 パラグラフにて、最後のセンテンスにある「対応時間が長くなる場合」の後ろに「やご利用いただけない場合」を追加。

---

Oracle Hardware Warranty の、2016 年 5 月 31 日付で更新された内容は、以下となります；

◆ **Oracle Hardware Warranty への移行— MICROS Systems**

- 新たな第 4 パラグラフを追加し、LAD で発注された MICROS Systems のハードウェアの場合について説明。

◆ **保証サービス**

- 新たな第 8 パラグラフを追加し、MICROS のハードウェアの設置場所が、船舶又はその他水上輸送艇に設置されている場合と島国（離島）の場合の、保証サービス及び目標対応時間について説明。

---

Oracle Hardware Warranty の、2016 年 1 月 20 日付で更新された内容は、以下となります；

◆ **Oracle Hardware Warranty への移行**

- サブセクション“MICROS Systems”にて、
  - i) 第 1 パラグラフに記載された PDF の名称を、「MICROS Product Warranty Prior to April 1, 2015」→「North America Standard MICROS Product Warranty Prior to April 1, 2015」に差し替え。
  - ii) 第 2 パラグラフとして、EMEA に特化したパラグラフを追加。
  - iii) 第 3 パラグラフとして、JAPAC に特化したパラグラフを追加。

◆ **第三者が保証するハードウェア及びその他の第三者製品**

- 第 1 パラグラフの最後に、3 番目のプレットとして「[http://www.secure-retail.com/news/estate\\_manager\\_ii](http://www.secure-retail.com/news/estate_manager_ii)」を追加。  
(URLs をプレット形式で表示)



Oracle Hardware Warranty の、2015 年 8 月 7 日付で更新された内容は、以下となります；

◆ **Oracle Hardware Warranty への移行**

- 本セクションの最後に、新規サブセクション「Front Porch Digital」を追加。

Oracle Hardware Warranty の、2015 年 5 月 29 日付で更新された内容は、以下となります；

◆ **目次**

- セクション 9. のタイトルを「第三者の製品」から「第三者が保証するハードウェア及びその他の第三者製品」に修正。

◆ **概要**

- 第 3 パラグラフの最後に、「（ただし、以下に定義する「第三者が保証するハードウェア」を除きます）」を追加。
- 新たな第 4 パラグラフとして、次の文言を追加—「『第三者が保証するハードウェア』とは、お客様の注文書に、第三者から保証が提供されるという旨の記載により、お客様の注文書において特定されたハードウェア、と定義します。」

◆ **Oracle Hardware Warranty への移行**

- Oracle Hardware Warranty への移行完了に伴い、下記 5 社—Sun Microsystems、Pillar Data Systems、Xsigo Systems、Acme Packet、Tekelec—にかかる保証移行情報を削除。
  - 参考として、（今回削除された）上記会社にかかる保証移行情報を以下に記載：

社名	保証移行に関する詳細
<b>Sun Microsystems</b>	2010年3月16日から2010年5月31日までの Sun Microsystems のハードウェアに対する注文で SunSpectrum Support を含むものは、2010年3月16日の Oracle Hardware Warranty の導入以前に有効であった Sun Microsystems の保証が提供されることとなります。2010年3月16日以前に提供可能であった保証の詳細は、“Sun Microsystems Hardware Warranty Prior to March 16, 2010”（PDF）をご参照ください。 2010年6月1日以降の全ての注文は、Oracle Hardware Warranty の保証が提供されることとなります。 第三者保証が付与されたハードウェアを除き、2010年3月16日から2010年5月31日までの全ての注文で SunSpectrum Support を含まないものは、Oracle Hardware Warranty の保証が提供されることとなります（なお、SunSpectrum Support を含む注文は、上述の通り、“Sun Microsystems Hardware Warranty Prior to March 16, 2010”（PDF）が適用されます）。
<b>Pillar Data Systems</b>	2011年10月1日より前の Pillar Data Systems のハードウェアに対する注文は、注文された時点で提供可能な Pillar Data Systems の保証が提供されることとなります。保証についての詳細は、“Pillar Data Systems Hardware Warranty Prior to October 1, 2011”（PDF）をご

	参照ください。第三者保証が付与されたハードウェアを除き、2011年10月1日以降の全ての注文は、Oracle Hardware Warranty の保証が提供されることになります。
<b>Xsigo Systems</b>	2012年11月1日より前の Xsigo Systems のハードウェアに対する注文は、注文された時点で提供可能な Xsigo Systems の保証が提供されることになります。保証についての詳細は、“Xsigo Systems Hardware Warranty Prior to November 1, 2012” (PDF) をご参照ください。第三者保証が付与されたハードウェアを除き、2012年11月1日以降の全ての注文は、Oracle Hardware Warranty の保証が提供されることになります。
<b>Acme Packet</b>	2013年11月15日より前の Acme Packet のハードウェアに対する注文は、注文された時点で提供可能な Acme Packet の保証が提供されることになります。保証についての詳細は、“Acme Packet Products Warranty Prior to November 15, 2013” (PDF) をご参照ください。第三者保証が付与されたハードウェアを除き、2012年11月15日以降の全ての注文は、Oracle Hardware Warranty の保証が提供されることになります。
<b>Tekelec</b>	2014年2月3日より前の Tekelec のハードウェアに対する注文は、注文された時点で提供可能な Tekelec の保証が提供されることになります。保証についての詳細は、“Tekelec Products Warranty Prior to February 3, 2014” (PDF) をご参照ください。第三者保証が付与されたハードウェアを除き、2014年2月3日以降の全ての注文は、Oracle Hardware Warranty の保証が提供されることになります。

- 本セクションの最後に、新たなサブセクション“MICROS Systems”を追加。

◆ **Oracle Hardware Limited Warranty**

- 第 1 パラグラフ内、第 1 センテンスの (i) ハードウェアの後ろに「(第三者が保証するハードウェアを除きます)」を追加。
- 第 4 パラグラフの最後に、新たなセンテンスとして、「なお、第三者が保証するハードウェアについては、下記の項目 9. (第三者が保証するハードウェア及びその他の第三者製品) をご参照ください。」を追加。

◆ **保証サービス**

- 第 3・第 4 パラグラフに、“Oracle Retail and Hospitality Delivery Method Chart”へのリンクを追加。

◆ **第三者が保証するハードウェア及びその他の第三者製品**

- 本セクションの修正は以下の通り：
  - 本セクション全体にかけて、「第三者の製品」を「その他の第三者製品」に変更。
  - 第 1 パラグラフ—「以下に概説されているハードウェアの保証に関する事項により、お客様又はお客様の担当者（オラクルが指定した場合を除きます）がオラクル製品以外の製品をハードウェアにインストールすることはお控え下さい。」を削除し、「<http://h17007.www1.hp.com/us/en/enterprise/servers/warranty> 及び
    - 1) <http://www.dell.com/learn/us/en/uscorp1/terms-of-sale-commercial-and-public-sector-warranties?c=us&l=en&s=corp&cs=uscorp1> に記載され詳述されている第三者が保証するハードウェアについては、その保証を、オラクルがお客様のために手配するものとします。」に差し替え。
  - 第 2 パラグラフ—

- 1) 第 1 センテンス「オラクルは、ハードウェアにインストールされた又は取り付けられた、いかなる第三者の製品についても保証を行いません。」を、「オラクルは、第三者が保証するハードウェアや、オラクルによってではなく、お客様やお客様側担当者によってそのハードウェアにインストールされた又は取り付けられたいかなるその他の第三者製品（総称して「その他の第三者製品」といいます）に対しても、いかなる保証・保証サービスも提供しません。」に差し替え。
- 2) 次のセンテンス「そのような状況において損害を受けたコンポーネントを交換又は修理した場合は、別途料金を申し受けます。」を、本パラグラフの最後に移動。
- 3) 前バージョンで第 3 パラグラフであった部分の第 1 センテンスにて、「オラクル製品以外の製品をオラクルのハードウェアにインストールすることにより」を「その他の第三者製品については」に差し替え。これに伴い、本バージョンでは、この第 3 パラグラフのコンテンツを第 2 パラグラフ内（後ろに接続）に移動。

---

以下は、2014年8月29日付で Oracle Hardware Warranty が更新された内容（サマリー）です。

◆ **Oracle Hardware Limited Warranty**

- 本セクション内の「ハードウェア製品」を「ハードウェア」に変更。
- 第2段落第1文中、「製品価格表に記載されている」及び「及び Sun Remanufactured Equipment Program 製品（総称して「ハードウェア製品」といいます）」を削除。

◆ **Oracle Hardware Limited Warranty**

- 本セクション内の「ハードウェア製品」を「ハードウェア」に変更。

◆ **保証中の製品に不具合が起きた場合**

- 本セクション内の「ハードウェア製品」を「ハードウェア」に変更。
- 第2段落第1文中、「製品価格表に記載されている」及び「及び Sun Remanufactured Equipment Program 製品（総称して「ハードウェア製品」といいます）」を削除。

◆ **保証サービス**

- 本セクション内の「ハードウェア製品」を「ハードウェア」に変更。

◆ **保証サービス提供に使用されるツール**

- 第1段落第1文中、「ハードウェア製品」を「ハードウェア」に変更。

◆ **Oracle Hardware Limited Warranty が適用されない範囲**

- 本セクション内の「ハードウェア製品」を「ハードウェア」に変更。

◆ **第三者の製品**

- 本セクション内の「ハードウェア製品」を「ハードウェア」に変更。

◆ **制限**

- 本セクション内の「ハードウェア製品」を「ハードウェア」に変更。

---

以下は、2014年3月14日付で Oracle Hardware Warranty が更新された内容（サマリー）です。

◆ **目次**

- 新規項目の追加。
- Oracle Hardware Warranty 内の項目をナンバリング。

◆ **Oracle Hardware Warranty への移行**

- Tekelec 用の新規項目を追加。

◆ **保証サービス**

- 第 3 および第 4 段落内のリンク先ドキュメント名を“Hardware Products Delivery Method and Installation Chart” から “Delivery Method Chart: Replacement Parts and Installation of Integrated Software Updates”に変更。

---

以下は、2013 年 12 月 6 日付で Oracle Hardware Warranty が更新された内容（サマリー）です。

◆ **Oracle Hardware Warranty への移行**

- Acme Packet 用に新規項目追加。

---

以下は、2013 年 4 月 26 日付で Oracle Hardware Warranty が更新された内容（サマリー）です。

◆ **概要**

- 1 番目のパラグラフの最初の文を削除。
- 2 番目のパラグラフを変更。
- 3 番目のパラグラフの「ハードウェア機器」を「コンピュータ機器」に変更。
- 4 番目のパラグラフを変更。

◆ **Oracle Hardware Limited Warranty**

- 1 番目のパラグラフに (iv) を追加。
- 3 番目のパラグラフを変更。
- 4 番目のパラグラフを追加。

◆ **保証中の製品に不具合が起きた場合**

- 2 番目のパラグラフを変更。
- 3 番目のパラグラフの「購入の証明及び／又は」の後に「該当する場合」という文言を追加。

◆ **保証サービス**

- 3 番目のパラグラフの最後の文の「保証サービス」の前に「オンサイト」を追加。
- 4 番目のパラグラフを追加。
- 5 番目のパラグラフを変更。

- 8 番目のパラグラフを追加。
- 9 番目のパラグラフの 3 つ目の文の、「応答時間」の前に「ハードウェア製品に対する」を追加。
- 本項目の最後に 3 つのパラグラフを追加。

◆ **Oracle Hardware Limited Warranty が適用されない範囲**

- 1、2、3 番目のパラグラフの「組込ソフトウェア」の後に「ソフトウェアメディア又はテープメディア」を追加。
- 3 番目のパラグラフ (ii) を変更。
- 最後のパラグラフの「ハードウェア製品」の後に「ソフトウェアメディア又はテープメディア」を追加。

◆ **制限**

- 1 番目のパラグラフに「オペレーティング・システム、組込ソフトウェア、ソフトウェアメディア及びテープメディア」を追加。
- 3 番目のパラグラフの (B) を変更。

---

以下は、2012 年 12 月 14 日付で Oracle Hardware Warranty が更新された内容（サマリー）です。

◆ **Oracle Hardware Warranty への移行**

- Xsigo Systems について追加。

---

以下は、2012 年 9 月 1 日付で Oracle Hardware Warranty が更新された内容（サマリー）です。

◆ **Oracle Hardware Limited Warranty**

- 2 番目、3 番目のパラグラフの「出荷された」を「引渡された」に変更。

---

以下は、2012 年 6 月 15 日付で Oracle Hardware Warranty が更新された内容（サマリー）です。

◆ **Oracle Hardware Limited Warranty**

- 新しい 1 番目のパラグラフを追加。

◆ **保証サービス**

- 新しい11番目、12番目のパラグラフを追加（Oracle Hardware Limited Warranty が適用されない範囲から移動）。

◆ **Oracle Hardware Limited Warranty が適用されない範囲**

- 2番目のパラグラフに「オペレーティング・システム、組込ソフトウェア又はメディア」という文言を追加。
- 3番目のパラグラフの（v）と4番目のパラグラフの最初の文の「本保証」を「Oracle Hardware Warranty」に変更。
- 5番目と6番目のパラグラフを保証サービスのセクションに移動。

◆ **制限**

- 新しい1番目のパラグラフを追加。
- 3番目のパラグラフを変更。

---

以下は、2012年4月27日付で Oracle Hardware Warranty が更新された内容（サマリー）です。

◆ **保証中の製品に不具合が起きた場合**

- 最初の文の変更。

◆ **保証サービス**

- 4番目のパラグラフの4番目、5番目、6番目の文を削除し、「お客様への出荷から45日以内に動作不良ハードウェアが返品されなかった場合、お客様はその時点で有効な料金で当該動作不良ハードウェアに対する料金が請求されます。」という文章を追加。
- 10番目のパラグラフの4番目、5番目の文を削除。

◆ **Oracle Hardware Limited Warranty が適用されない範囲**

- 4番目のパラグラフの最後に新しい文の追加。

◆ **お問い合わせ先**

- 新しいセクションの追加。

---

以下は、2012年2月3日付で Oracle Hardware Warranty が更新された内容（サマリー）です。

◆ **保証サービス提供に使用されるツール**

- セクション名の変更（旧セクション名：Auto Service Request）。
- 新しい内容の追加。

◆ **Oracle Hardware Limited Warranty が適用されない範囲**

- 3番目のパラグラフ (i) の「（ハードウェア上のオラクル／サンのシリアル番号タグを除去することを含まず）」を「（ハードウェア上のオラクル／サンのシリアル番号タグを改変又は除去することを含まず）」に変更。
- 4番目のパラグラフの削除。

---

以下は、2011年12月16日付で Oracle Hardware Warranty が更新された内容（サマリー）です。

◆ **概要**

- 最初のパラグラフ3行目の「地域」を「国」に変更。
- 新しい2番目のパラグラフの追加。
- 新しい3番目のパラグラフの追加。

◆ **Oracle Hardware Warranty への移行**

- Sun Microsystems と Pillar Data Systems に内容を分けて明記。
- Sun Microsystems の項目に関して、
  - (1) 最初のパラグラフの1行目に「Sun Microsystems のハードウェアに対する」という文言の追加、(2) 「Hardware Warranty Prior to March 16, 2010」を「Sun Microsystems Hardware Warranty Prior to March 16, 2010」に変更、(3) 「お客様自身で交換可能な部品（Customer Replaceable Unit）及びお客様自身がインストール可能なハードウェア製品（Customer Installable Hardware Products）の指定につきましては」という文の削除。
  - 2番目のパラグラフの「Hardware Warranty Prior to March 16, 2010」を「Sun Microsystems Hardware Warranty Prior to March 16, 2010」に変更。

◆ **Oracle Hardware Limited Warranty**

- 最初のパラグラフに「オペレーティング・システム及び組込ソフトウェアの使用がハードウェア製品の欠陥の原因とはならないこと」という文言の追加。
- 2番目のパラグラフの「ソフトウェアのメディア」を削除し、「オペレーティング・システムのメディア及び組込ソフトウェアのメディア」を追加。
- 4番目のパラグラフ3つ目の文を Oracle Hardware Limited Warranty が適用されない範囲のセクションに移動。



#### ◆ 保証サービス

- 最後の 3 つのパラグラフを移動し、本セクションに新しい 7 番目から 9 番目のパラグラフを追加。

#### ◆ Oracle Hardware Limited Warranty が適用されない範囲

- 1 番目のパラグラフ最初の文を削除し、「オラクルは、上述以外のハードウェア製品、オペレーティング・システム又は組込ソフトウェアに対するいかなる保証もしません。」という文を追加。
- 3 番目のパラグラフの削除。
- 旧 4 番目（新しい 3 番目）のパラグラフに関して、
  - 1 行目の「ハードウェア製品、」後に「オペレーティング・システム、組込ソフトウェア」を追加。
  - ( i ) に「（ハードウェア製品上のオラクル／サンのシリアル番号タグを除去することを含みます）」という文言の追加。
  - ( ii ) 「関連するドキュメントに従わない、間違った取扱い又は使用がなされた場合」に変更、「（オラクルが推奨する設置、システム・メンテナンス、及び、環境についての指示を守らなかった場合も含みます）」という文言の削除。
  - ( xi ) を追加。
- 旧 6 番目（新しい 5 番目）のパラグラフの変更。

#### ◆ 制限

- 2 番目のパラグラフの変更。
- 「本保証に関する記述」を「本 Oracle Hardware Warranty」に変更。

---

以下は、2011 年 9 月 9 日付で Oracle Hardware Warranty が更新された内容（サマリー）です。

#### ◆ 概要

- Oracle Service Locations のリンクを追加。
- 2 番目のパラグラフの削除（制限のセクションに含まれるため）。

#### ◆ Oracle Hardware Warranty への移行

- 新しいセクションの追加。

#### ◆ Oracle Hardware Limited Warranty

- セクション名に“Limited”を追加。
- 旧 Oracle Hardware Warranty セクションの内容が削除され、旧セクションのオラクルの限定された保証が適用される範囲の内容が追加。

#### ◆ 保証中の製品に不具合が起きた場合

- 新しいセクションの追加。

**◆ 保証サービス**

- 旧セクション名「不具合発生時のオラクルの対応」から本セクション名に変更し、移動。
- 保証サービスの範囲と応答時間について、1 番目のパラグラフの追加。
- 3 番目のパラグラフの応答時間の明記及び Oracle Service Locations のリンクの追加。
- 4 番目のパラグラフに、交換用 CRU について明記。
- 新しい 8 番目のパラグラフに、ハードウェア製品の移動時の通知について追加。
- 保証中の製品の問題に対処するために組込ソフトウェアのアップデートが必要な場合について、9 番目のパラグラフの変更。
- リモート・サポート機能についてパラグラフの削除（Oracle Hardware Limited Warranty が適用されない範囲のセクションに含まれるため）。
- ハードウェア製品又はメディアに、保証が適用されないサービスが提供された場合は、Time and Materials 方式で費用が請求されます、という内容を新しいパラグラフに追加。
- お客様の責任について、最後のパラグラフの削除（Oracle Hardware Limited Warranty が適用されない範囲のセクションに含まれるため）。

**◆ オラクルの制限された保証が適用される範囲**

- 本セクションの削除（Oracle Hardware Limited Warranty セクションに移動し更新したため）。

**◆ Auto Service Request**

- ダウンロードの使用条件の記載について削除。
- リンクの更新。
- 本セクションの移動。

**◆ Global Customer Support Security Practices**

- 本セクションの追加。

**◆ Oracle Hardware Limited Warranty が適用されない範囲**

- セクション名に「Limited」を追加。
- 新しい 2 番目のパラグラフに、オラクルは、いかなるハードウェア製品に対してもエラーや中断がなく稼働することを保証しません、という内容を追加。
- 3 番目のパラグラフの変更（保証サービスのセクションに移動し、更新したため）。
- 最後のパラグラフに以下の 3 つのパラグラフを本セクションに追加。
  - ( i ) 本保証は、通常の製品の消耗又は、事故、誤使用、悪用、不注意、取り扱いの間違い等には適用されません
  - ( ii ) リモート・サポート機能に関して
  - ( iii ) お客様の義務

**◆ Oracle Hardware Warranty の期間**

- 本セクションの削除（Oracle Hardware Limited Warranty セクションに含むため）。

**◆ テープメディア**

- 本セクションの削除。

**◆ 第三者の製品**

- ハードウェア製品について明記。
- テクニカル・サポートについて削除。

**◆ 不具合が起きたときの対処方法**

- 本セクションの削除。

---

以下は、2010年12月24日付で Oracle Hardware Warranty が更新された内容（サマリー）です。

**◆ Oracle Hardware Warranty**

- 電話／ウェブの応答時間は現地の営業時間に限られる旨明記。
- デリバリー方法につき以下の内容を変更。
  - Hardware Products Delivery Method and Installation Chart のリンクを追加。
  - 2010年3月16日以前に提供可能な保証の内容を、“Oracle Hardware Warranty への移行”セクションに移動。

**◆ オラクルの限定された保証が適用される範囲**

- オプションの保証は、Oracle Hardware Warranty セクションに記載される旨明記。

**◆ Oracle Hardware Warranty が適用されない範囲**

- 最新の Passport（輸出入パスポート）又は Global Purchase Agreement に関する内容を削除。
- 3つ目のパラグラフの(ii)につき、オラクルが推奨する設置、システム・メンテナンス、及び、環境に従わなかった場合も含む旨追記。

**◆ Auto Service Request**

- Oracle Hardware 及び Systems サポート・ポリシーに記載の Auto Service Request の内容に合わせるため修正。

**◆ 不具合発生時のオラクルの対応**

- 本セクションにおいて、Product Warranty Chart を削除。
- 1つ目のパラグラフにおいて、応答時間は Oracle Hardware Warranty セクションに記載されている旨明記。
- 2つ目のパラグラフにおいて、Hardware Products Delivery Method and Installation Chart のリンクを追加し、応答時間は Oracle Hardware Warranty セクションに記載されている旨明記。
- 3つ目のパラグラフにおいて、応答時間は Oracle Hardware Warranty セクションに記載されている旨明記。

- 4つ目のパラグラフにおいて、Hardware Products Delivery Method and Installation Chart のリンクを追加。

#### ◆ 制限

- 1つ目のパラグラフを変更。

---

以下は、2010年7月2日付で Oracle Hardware Warranty が更新された内容（サマリー）です。

#### ◆ 概要

- Oracle Hardware Warranty の変更履歴に関する記述及びリンクを追加。

#### ◆ Oracle Hardware Warranty

- 電話対応のセクションにおいて「営業時間内」の前に「現地」を追加。

#### ◆ Oracle Hardware Warranty の期間

- お客様の保証期間はお客様に製品が出荷された日から始まるという内容に変更。
- 最初のパラグラフの3つ目の文を削除。

#### ◆ Auto Service Request

- 最初の文において、オラクルが保証サービスを提供する義務は、お客様に ASR 対応のオラクル製品の ASR を利用していただくことが条件となっていることを明確化。

#### ◆ 第三者の製品

- 本セクションを追加。